

○福岡県理容師法・美容師法施行条例

平成十一年十二月二十七日

福岡県条例第四十六号

改正 平成一三年一〇月一九日条例第四二号

平成一五年三月五日条例第一三号

平成二二年一二月二七日条例第三七号

福岡県理容師法・美容師法施行条例をここに公布する。

福岡県理容師法・美容師法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)及び理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)並びに美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)及び美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)の規定に基づき、理容師及び理容所の開設者並びに美容師及び美容所の開設者が講ずべき衛生上必要な措置その他必要な事項を定めるものとする。

(平一五条例一三・全改)

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第二条 理容師は、理容師法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行うときは、消毒器具及び消毒薬品等を携行しなければならない。

2 理容師法第九条第三号の衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 手指は、作業着手前、客一人ごとに石けんで洗うこと。
- 二 首巻き、まくらあて等皮ふに接する紙製品を使用する場合は、客一人ごとに新しいものと取り替えること。
- 三 毛そりに使用する石けんは、粉末又は液状のものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
- 四 薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること。

(平一三条例四二・一部改正)

(理容所について講ずべき措置)

第三条 理容師法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 理容所は、区画を設け、居室と区別すること。
- 二 作業室(待合場所を除く。次号及び第四号において同じ。)の面積は、六平方メートル以上とすること。

三 作業室に置くことができる理容用いすの数は、作業室の床面積が六平方メートルの場合は一脚とし、その床面積が六平方メートルを超える場合は、その超える部分の床面積四平方メートルにつき一脚を増すことができる。

四 作業室に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他の知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

五 皮ふに接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な容器を備えること。

六 自動車に設備を設けて業を行う理容所にあつては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。

(平一五条例一三・平二二条例三七・一部改正)

(理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合)

第四条 理容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の場合とする。

一 児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合

二 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合

三 その他知事が特別の事情があるものとして承認した場合

(平一五条例一三・追加)

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第五条 第二条第一項の規定は美容師が美容師法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合に、第二条第二項の規定は美容師法第八条第三号の衛生上必要な措置について準用する。この場合において、第二条第一項中「理容師」とあるのは「美容師」と、「理容師法第六条の二ただし書」とあるのは「美容師法第七条ただし書」と、「理容所」とあるのは「美容所」と、「理容の業」とあるのは「美容の業」と、同条第二項中「理容師法第九条第三号」とあるのは「美容師法第八条第三号」と読み替えるものとする。

(平一三条例四二・一部改正、平一五条例一三・旧第四条繰下)

(美容所について講ずべき措置)

第六条 美容師法第十三条第四号の衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 美容所は、区画を設け、居室と区別すること。

二 作業室(待合場所、洗場(洗髪場所を含む。))及び美顔術を行う場所を除く。次号において同じ。)の面積は、九・九平方メートル以上とすること。

三 作業室に置くことができる美容用いすの数は、作業室の床面積が九・九平方メートルの場合は四脚までとし、その床面積が九・九平方メートルを超える場合は、その超える部分の床面積二平方メートルにつき一脚を増すことができる。

四 作業室（待合場所を除く。）に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他の知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

五 コールド液の第一液、第二液及び消毒薬品は、それぞれ別個に保存すること。

六 皮ふに接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な容器を備えること。

七 自動車に設備を設けて業を行う美容所にあつては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。

（平一五条例一三・旧第五条繰下・一部改正、平二二条例三七・一部改正）

（美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合）

第七条 第四条の規定は、美容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合について準用する。この場合において、同条中「理容師法施行令第四条第三号」とあるのは「美容師法施行令第四条第三号」と読み替えるものとする。

（平一五条例一三・追加）

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一三号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第三七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出がされた理容所について適用し、施行日前に同項の規定による届出がされた理容所については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第六条の規定は、施行日以後に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定による届出がされた美容所について適用し、施行日前に同項の規定による届出がされた美容所については、なお従前の例による。